

第 31 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 28 年 2 月 22 日 (月)

午後 2 時～

泉区役所 1 階 1 A 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第五次地区住居表示実施までのスケジュールについて

(2) 第五次地区住居表示に関する調査実施のお知らせチラシについて

(3) 第六次地区 現地調査について

ア 現地調査実施時期の検討

イ 現地調査実施エリアの検討

(4) 次回検討委員会について

4 閉会

第五次地区の住居表示実施までのスケジュールについて

平成 27 年 9 月 17 日	第 29 回検討委員会 平成 27 年 2 月から計 4 回の検討を重ね、平成 27 年 9 月 17 日開催の第 29 回検討委員会で検討委員会としての実施区域と町名の案をまとめました。
平成 27 年 10 月	案の地元説明会案内など配付 案の地元説明会の案内及び概要の説明資料を併せたチラシを全戸配付しました。
平成 27 年 11 月	案の地元説明会（計 4 回） 案の地元説明会を開催しました。説明会では、住居表示制度・新町界・新町名案及び住居表示実施に伴う住所などの変更手続きについて説明を行いました。
平成 28 年 1 月 15 日	横浜市住居表示審議会 住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議し、了承をいただきました。
1 月下旬から 3 月下旬まで	基礎調査 現在、新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行っております。 なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 1 月下旬に自治会・町内会で回覧・掲示していただきました。
2 月 15 日	案の公示 審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 15 日（月）の横浜市報に、新町界・新町名案を登載しました。 ※告示の内容については「資料 1 別紙」を参照してください。 ※案に対する変更請求については次ページを参照してください。
4 月下旬から 10 月中旬まで	居住調査開始のお知らせ及び居住調査 「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を行います。 なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 28 年 4 月上旬にお知らせのチラシを全戸配付します。 ※チラシ案は「資料 2」を参照してください。
6 月	横浜市会 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。

8月	<p>実施の告示</p> <p>新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。</p>
9月以降	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約1か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配付する予定です。</p>
10月以降(予定)	<p>住居表示実施</p> <p>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第6条第1項に基づき、新住所をお使いいただきます。</p> <p>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続をお願いします。</p>

案に対する変更の請求について

公示された案に異議がある場合は、平成28年3月16日(水) (告示後30日を経過する日) までは、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づく変更請求を行うことができます。

案に対する変更の請求が提出された場合

住居表示に関する法律第5条の2第6項で、公聴会を開き、意見を聞いた後でなければ議決することができないとされています。新町界・新町名案等の提案は、平成28年6月の横浜市会を予定していますが、変更の請求が提出された場合、8月頃に公聴会を実施するため、横浜市会での議決は平成28年9月以降となります。(実施は議決後3か月程度要します。)

横浜市告示第 71 号

泉区における住居表示の実施に伴う町区域の設定及び字区域の廃止の案

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づき、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づく町区域の設定及び字区域の廃止の案を、次のとおり告示する。

なお、案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和 42 年政令第 246 号）に定めるところにより、告示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって、理由を付して案に対する変更の請求をすることができる。

平成 28 年 2 月 15 日

横浜市長 林 文子

1 町区域の設定

新区域	新区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
いずみ ちゅうおう きた 泉区和泉中央北一丁目	泉区和泉町の一部	別図のとおり
	泉区中田町の一部	
いずみ ちゅうおう きた 泉区和泉中央北二丁目	泉区和泉町の一部	
	泉区中田町の一部	
	泉区中田北一丁目の一部	
いずみ ちゅうおう きた 泉区和泉中央北三丁目	泉区和泉町の一部	

2 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

泉区における町区域の設定図

別図



凡 例	
———	新 町 界
-x-x-x-	旧 町 界
— · — · —	町 界
いずみ ちゅうおう きた 和泉中央北一丁目	新 町 名
(和泉町)	旧 町 名

泉区和泉町第五次地区 住居表示に関する調査実施のお知らせ

平成28年秋頃に予定している住居表示の実施のため、次のとおり調査を行いますので、お知らせします。

- ・調査は、平成28年4月から同年秋頃までです。
- ・新住所を付けるため、家屋の形状や、出入口の位置などを調査します。
- ・住所の変更証明書の発行が必要な方を確認するため、お住まいの方のお名前、マンションの名称、事業所の有無などを調査します。

**調査員が直接お伺いしてお尋ねしますので、
ご協力をお願いします。**

※横浜市が調査を委託した（**居住調査委託業者名**）の調査員が、お伺いします。

（調査員は腕章を着用し、横浜市発行の身分証を携帯しています。）

※お留守だった場合は、居住調査協力ハガキを投函しますので、ご記入の上、回答をお願いします。

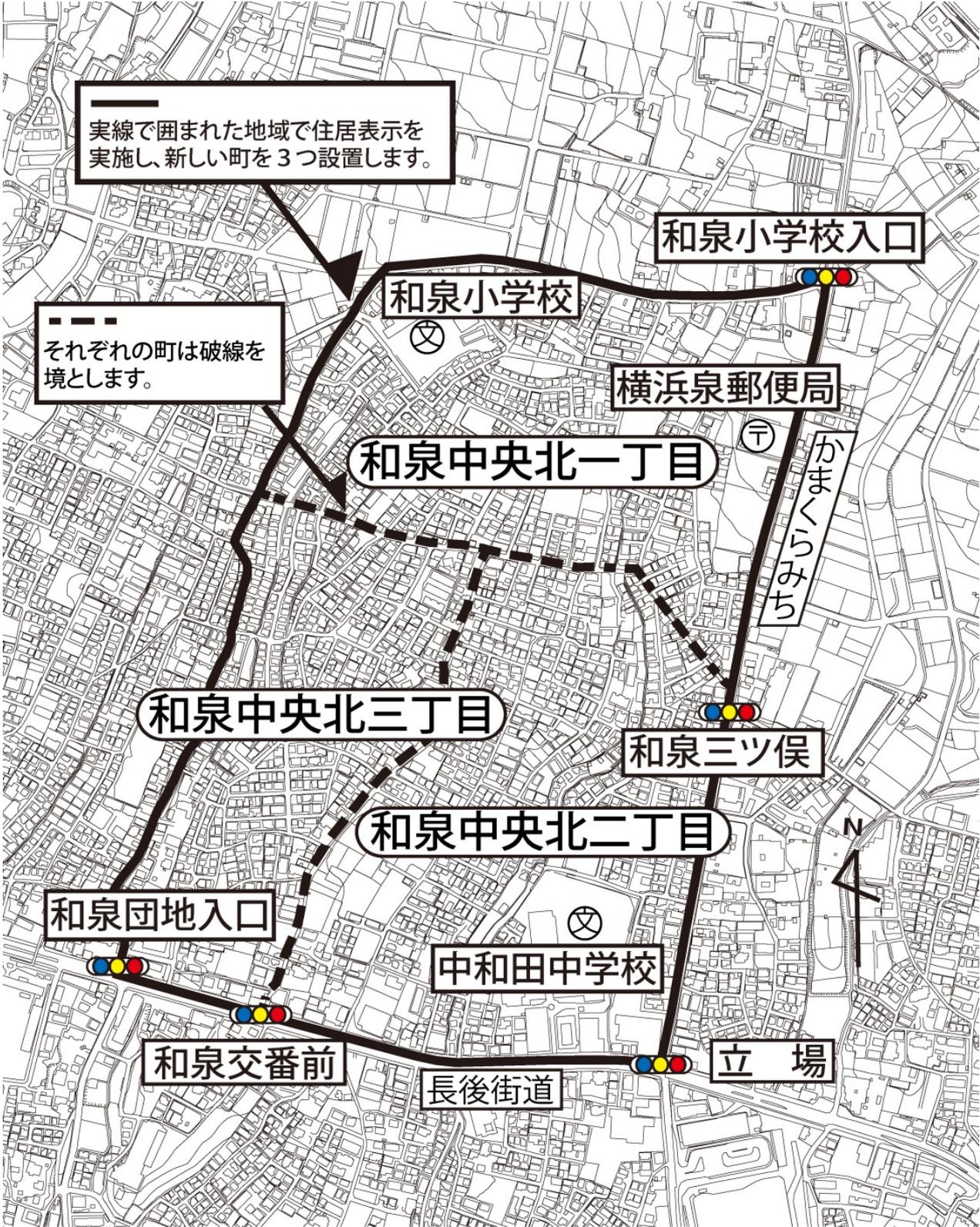
※個人情報適正に管理し、住居表示の実施目的以外には使用しません。

住居表示を実施すると…

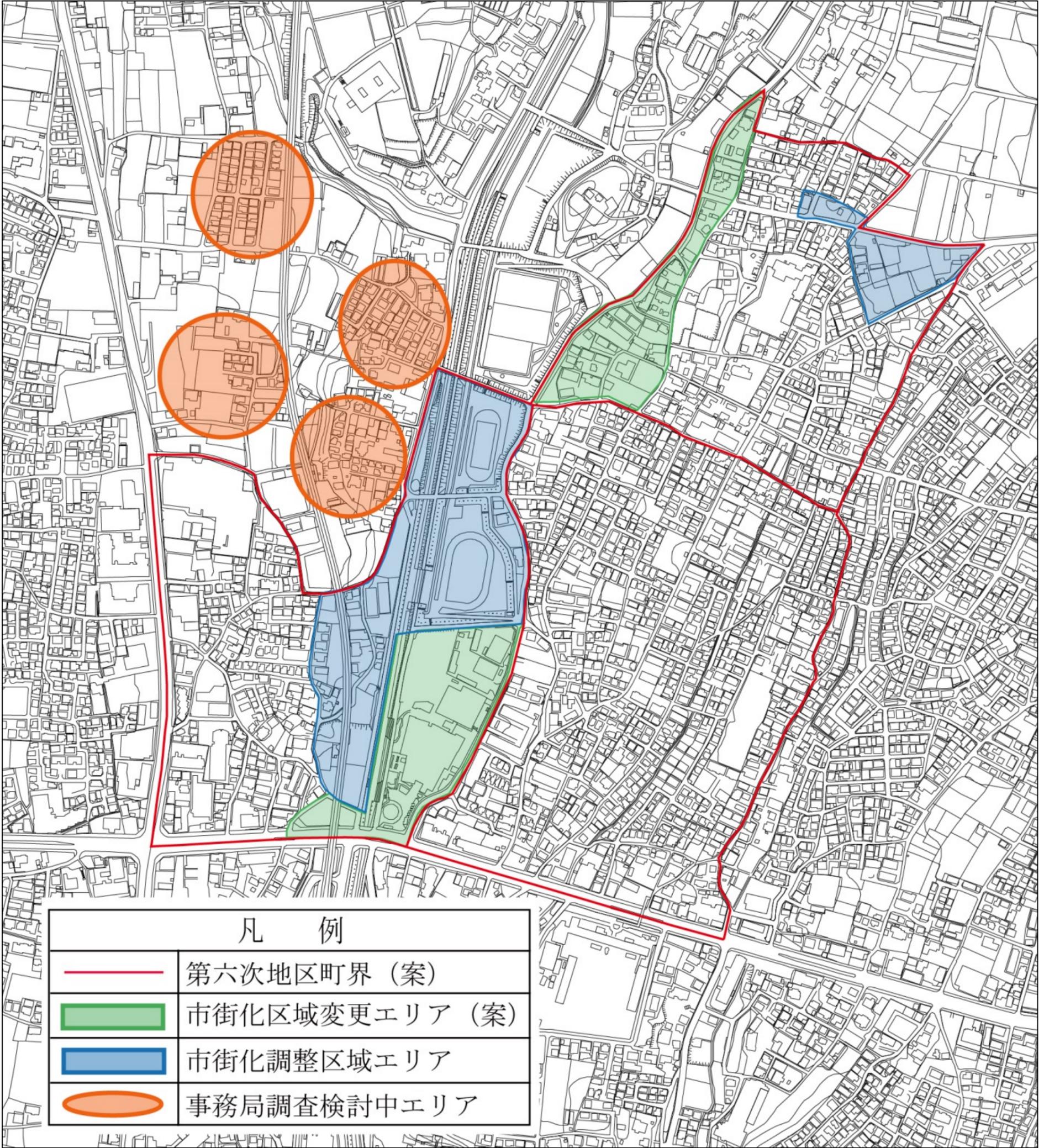
- 新住所は、「横浜市 泉区 和泉中央北〇丁目〇番〇号」となる予定です。
- 新住所の通知、住所変更の主な手続のご案内などは、住居表示実施の約1か月前にお配りします。（調査の状況により、お届けが遅れる場合があります。）
- 住所変更の主な手続については、説明会を開催してお知らせします。（住居表示実施の約1か月前を予定しています。日程については、別途チラシをお配りします。）
- 住民票などの公簿は、住居表示実施日に自動的に変更されます。
- 運転免許証や各人の取引・契約など、ご本人による住所変更が必要なものは、お手数ですが、住居表示実施日以降に、ご自身で変更手続をお願いします。
- 住居表示実施に伴い、これまでお使いの住所が変更になりますので、住所の入った印刷物（名刺・包装紙・パンフレット等）の作成、ゴム印等の作製にはご注意ください。
- 郵便物は、住居表示実施後一年間は必ず、旧住所でも配達されます。

【問合せ】横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当
TEL 045-671-2320・2321
FAX 045-664-5295
メールアドレス sh-juukyo@city.yokohama.jp

泉区和泉町第五次地区実施予定区域図



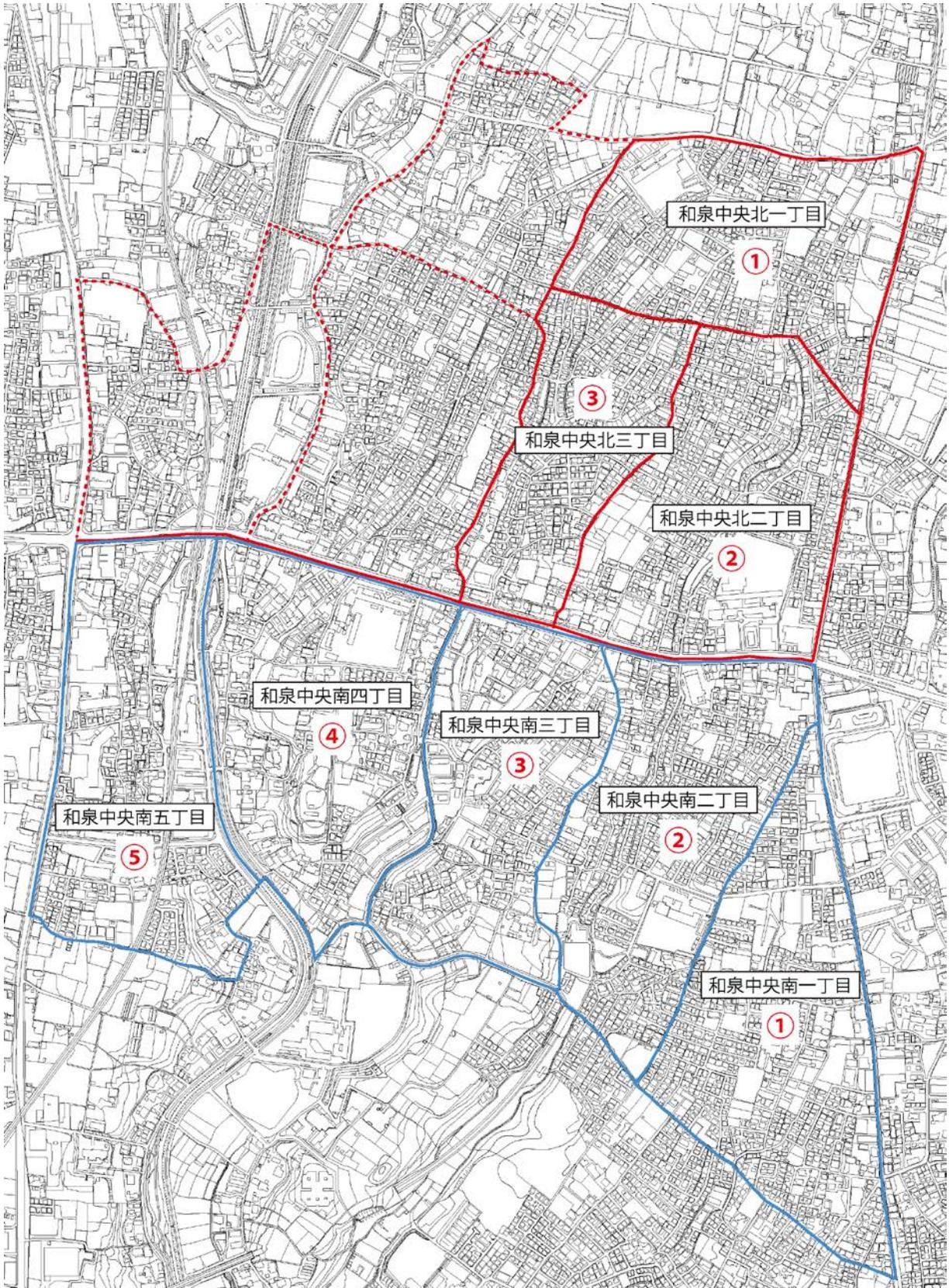
第六次地区 現地調査について



凡 例	
	第六次地区町界 (案)
	市街化区域変更エリア (案)
	市街化調整区域エリア
	事務局調査検討中エリア

※白地図は平成 25 年に作成されたものです

泉区和泉中央南・北地区全体位置図



※点線は第六次地区町界案です。